

特定非営利活動法人緑地雑草科学研究所

## 平成 29 年度 総会資料

日 時 : 平成 29 年 3 月 28 日 (火) 13 時 30 分～14 時 30 分

会 場 : 兵庫県民会館 (神戸市中央区、県庁前) 10 階会議室 福の間  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 4-16-3  
TEL. 078-321-2131 FAX. 078-321-2138

### 議 事

- 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告
- 第 2 号議案 平成 28 年度決算報告
- 第 3 号議案 平成 28 年度事業監査報告
- 第 4 号議案 平成 29 年度活動方針及び事業計画
- 第 5 号議案 平成 29 年度予算案
- 第 6 号議案 従たる事務所の新設及び定款変更について
- 第 7 号議案 役員定員の変更及び定款変更について
- 第 8 号議案 定款変更の申請に係る件
- 第 9 号議案 その他

### 閉 会

## 第1号議案 平成28年度事業報告

### (1) 会員数

平成28年度末現在	平成27年度末	比較増減
(個人会員) 106名	(個人会員) 99名	7名増
(賛助会員) 35件136口	(賛助会員) 36件141口	1件5口減
141	135	6増

※賛助会員の入会：株式会社中京ソーラー

賛助会員の退会：社団法人山口県造園建設業協会、保土谷 UPL 株式会社

### (2) 事業活動

#### 1. 講演会の開催

「都市河川における望ましい植生とは-堤防に咲く“菜の花”から考える-」  
講師：中山祐一郎氏（大阪府立大学）. 3月21日兵庫県民会館にて開催

#### 2. 年次刊行物の発行

機関紙「草と緑8号」を12月に発行. 従来からの「特別記事」, 「緑化植物解説」, 「雑草紹介シリーズ」に加え, 新シリーズとして「除草剤とは」および「雑草の生理生態」を開始. J-STAGE(総合学術電子サイト)への登載に備え, 英名を“IUWS News Letter”から“Weeds and Vegetation Management”へと変更, J-STAGEへは記事登載を申請し, 2017年度に登載予定.

#### 3. 市民集団「雑草ウォッチャー」の運営

各地のウォッチャー(130名(H28.6現在))からの情報の収集と整理. 成果をホームページの「雑草ウォッチャーページ」に登載し情報提供者に還元.

主なテーマ: 雑草の不適切管理に由来する諸情報, 最近の変化, 雑草の開花前線調査(今回はオオイヌノフグリ)等

#### 4. 専門実働部隊「雑草インストラクター」の養成講習

雑草問題のコンサル技能の向上を目的に, 「雑草インストラクター」養成プログラムを本年度より開始.

10月11~13日, 11月14~16日の6日間の日程で実施. 10名を雑草インストラクターとして認定した.

プログラム: 前期: 「雑草生物学」「雑草防除学」「雑草管理学」の基礎の習得.

後期: 各受講者の提供した課題への討論を通じ, データ収集・データ分析・データ発信の実践技術習得.

## 5. 研究の受託

- 1) JR 東海「最適な法面管理技術に関する研究」(株式会社アセント)
- 2) 難防除雑草防除技術開発に関する研究(株式会社アセント)
- 3) 白崎コーポレーション 新入社員研修講師(株式会社白崎コーポレーション)

## 6. 広報活動

- 1) ホームページの運営, 拡充.
- 2) NHK, 日経 BP の取材を通じた広報.
- 3) 講演・講義, 業務活動の場での広報

## 7. 事務局運営

スタッフに大黒洋一氏を加え、事務局運営の効率化を図った。

※平成 25 年より関東・中部・関西地区と継続してきた「ゴルフ場の緑地環境と植生管理」に関するシンポジウムは、昨年度中に九州地区での開催を予定していたが、共済団体との日程調整がつかず、実施保留とした。

### (3) 会議

総会：3月21日 兵庫県民会館

理事会：第1回<3月21日, 於神戸市>, 第2回<平成29年1月20日, 於神戸市>

その他：雑草ウォッチャーチーム委員会, 草と緑編集委員会,

雑草インストラクター育成運営委員会

## 第2号議案 平成28年度決算報告

### (1) 収支決算

(平成28年1月1日～平成28年12月31日)

収入項目	平成28年度 決算額(A)	平成28年度 予算額(B)	A-B	備考
<b>会費収入</b>	<b>1,569,000</b>	<b>1,710,000</b>	<b>-141,000</b>	
個人会員	249,000	300,000	-51,000	103名(入金83)
賛助会員	1,320,000	1,410,000	-90,000	35団体
<b>事業収入</b>	<b>1,974,800</b>	<b>1,960,000</b>	<b>14,800</b>	
受託研究費	1,414,800	1,200,000	214,800	
シンポジウム参加費	0	60,000	-60,000	
インストラクター受講料	560,000	700,000	-140,000	7万×10名
<b>雑収入</b>	<b>124,143</b>	<b>260,000</b>	<b>-135,857</b>	
広告費	0	210,000	-210,000	シンポジウム未実施
刊行物販売	44,000	50,000	-6,000	
その他	80,143	0	80,143	
<b>前期繰越金</b>	<b>529,428</b>	<b>529,428</b>	<b>0</b>	
<b>当期収入合計</b>	<b>4,197,371</b>	<b>4,459,428</b>	<b>-262,057</b>	

支出項目	平成 28 年度 決算額(A)	平成 28 年度 予算額(B)	A-B	備考
<b>研究所活動費</b>	<b>2,779,197</b>	<b>3,660,000</b>	<b>-880,803</b>	
シンポジウム	59,860	700,000	-640,140	講演会・シンポジウム 準備費用
・セミナー開催費				
年報刊行費	926,833	800,000	126,833	人件費・別刷費用含む
広報活動費	23,664	100,000	-76,336	
研究・調査費	1,042,820	960,000	82,820	
研修・資格認定費	724,640	700,000	24,640	
雑草ウオッチャー費	1,380	400,000	-398,620	
人件費	0	0	0	
備品費	0	0	0	
<b>事務局経費</b>	<b>233,156</b>	<b>330,000</b>	<b>-96,844</b>	
消耗品費	17,880	30,000	-12,120	
通信・運搬費	47,513	70,000	-22,487	
会議費	105,926	200,000	-94,074	
雑費	61,837	30,000	31,837	事務局人件費含む
<b>次期繰越金</b>	<b>1,185,018</b>	<b>469,428</b>	<b>715,590</b>	
<b>当期支出合計</b>	<b>4,197,371</b>	<b>4,459,428</b>	<b>-262,057</b>	

(2) 貸借対照表

(平成 28 年 12 月 31 日現在)

資産の部		負債の部	
普通預金(郵貯銀行)	670,351	未払金	32,146
普通預金(北陸銀行)	546,813		
現金	0		
未収金	0	繰越金	1,185,018
合計	1,217,164		1,217,164

## 監査報告

平成29年3月7日

特定非営利活動法人緑地雑草科学研究所  
理事長 清水 等 殿

監事 八木 元 

私監事は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下の通りと報告します。

### 1 監査の方法及びその内容

監事は、理事と意思の疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済書類等を閲覧し、事務及び財産の状況並びに公益活動支出計画の実施状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度の係わる事業報告及び計算関係書類並びに公益活動実施項目について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

#### (3) 公益活動実施項目は、法令及び定款に従い法人の公益活動支出の実施状況を正しく示しているものと認めます。

#### (4) 注記事項

理事会には事業活動と事業収入に関して、中期的な事業計画並びに財務計画の策定を期待します。

#### 第4号議案 平成29年度活動方針及び事業計画

1) 公開シンポジウム（新規）の開催

「難防除雑草シリーズ」として問題雑草種を今後順次テーマとして取り上げていく予定。  
平成29年度は“クズ”をテーマとし、10～11月に開催予定。

2) 公開シンポジウム「ゴルフ場の緑地環境と植生管理」（継続）の開催保留について

九州地区での開催は保留とし、代替として芝草学会への論説掲載、九州地区でのアンケート実施による問題点の整理を計画。

3) 「草と緑」の刊行（継続）

第9巻を12月に発行。

第1巻～各記事のJ-stageへの掲載を予定。

4) 雑草ウォッチャー・プロジェクト運営（継続）

日本雑草学会都市雑草研究会とともに、さらなる情報の収集・還元ウォッチャー獲得を目指す。地域での講習会を計画。

5) 雑草インストラクター養成事業（継続）

緑地雑草管理において指導的役割を担う人材育成を目的に、前年に引き続き実施。会員を対象とし、雑草生物学、雑草防除学、雑草管理学の基礎講座と最良雑草管理技術の設計・設計監理の応用講座等の内容を予定。

第5号議案 平成29年度予算案

(平成29年1月1日～12月31日)

収入項目	平成29年度 予算額(A)	平成28年度 決算額(B)	A-B	備考
<b>会費収入</b>	<b>1,650,000</b>	<b>1,569,000</b>	<b>81,000</b>	
個人会員	330,000	249,000	81,000	110名
賛助会員	1,320,000	1,320,000	0	132口
<b>事業収入</b>	<b>1,760,000</b>	<b>1,974,800</b>	<b>-214,800</b>	
受託研究費	1,000,000	1,414,800	-414,800	
シンポジウム参加費	60,000	0	60,000	シンポジウム1回実施
インストラクター 受講料	700,000	560,000	140,000	7万×10名
<b>雑収入</b>	<b>260,000</b>	<b>124,143</b>	<b>135,857</b>	
広告費	210,000	0	210,000	シンポジウム1回実施
刊行物販売	50,000	44,000	6,000	
その他	0	80,143	-80,143	
<b>前期繰越金</b>	<b>1,185,018</b>	<b>529,428</b>	<b>655,590</b>	
<b>当期収入合計</b>	<b>4,855,018</b>	<b>4,197,371</b>	<b>657,647</b>	

支出項目	平成29年度 予算額(A)	平成28年度 決算額(B)	A-B	備考
<b>研究所活動費</b>	<b>3,900,000</b>	<b>2,779,197</b>	<b>1,120,803</b>	
シンポジウム ・セミナー開催費	1,000,000	59,860	940,140	シンポジウム1回 講演会等
年報刊行費	900,000	926,833	-26,833	リプリント含む
広報活動費	50,000	23,664	26,336	
研究・調査費	900,000	1,042,820	-142,820	
研修・資格認定費	700,000	724,640	-24,640	
雑草ウオッチャー費	350,000	1,380	348,620	
備品費	0	0	0	
<b>事務局経費</b>	<b>380,000</b>	<b>233,156</b>	<b>146,844</b>	
消耗品費	30,000	17,880	12,120	
通信・運搬費	70,000	47,513	22,487	
会議費	200,000	105,926	94,074	
雑費	80,000	61,837	18,163	人件費含む
<b>次期繰越金</b>	<b>575,018</b>	<b>1,185,018</b>	<b>-610,000</b>	
<b>当期支出合計</b>	<b>4,855,018</b>	<b>4,197,371</b>	<b>657,647</b>	

## 第 6 号議案 従たる事務所の新設及び定款変更について

事務局運営を分担して行う拠点である点，理事会，総会等の意思決定を神戸にて行う機会が多い点から，当法人の活動実態にあわせ，平成 29 年 4 月 1 日より兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 14 番地 C-1602 を当法人の従たる事務所とすることを提案する。

上記変更に伴う定款の変更点は以下の通り。

	旧条文	新条文
第 1 章 総則 (事務所) 第 2 条	この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市石生谷町 11 号 23 番地に置く。	この法人は、主たる事務所を福井県鯖江市石生谷町 11 号 23 番地に置く。  2 この法人は、従たる事務所を兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 14 番地 C-1602 に置く。

## 第 7 号議案 役員定員の変更及び定款変更について

現在，当法人の理事は定款に定める上限の 9 名で事業運営に携わっている。更なる事業の発展を図るため，役員定数のうち理事の人数上限を 12 名に変更するよう提案する。

上記変更に伴う定款の変更点は以下の通り。

	旧条文	新条文
第 4 章 役員等 (種別および定数) 第 13 条	この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 6 人以上 9 人以内	この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 6 人以上 12 人以内

## 第 8 号議案 定款変更の申請に係る件

第 6 号議案，第 7 号議案の定款変更についての所轄庁への申請及びそれに付随する手続きについて理事長に一任すること，申請は平成 29 年 4 月中に行うこと，定款の変更日は平成 29 年 4 月 1 日とすることについて諮りたく，ここに提案する。

## 第 9 号議案 その他

以上